

北上市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理に係る定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月6日

北上市監査委員 清水正士

同 佐藤恵子

1 監査の期間

令和5年10月26日から令和6年1月16日まで

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定による定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象課等名 別紙のとおり

(2) 対象範囲 前回定期監査以降の関係書類（令和4年度、令和5年度）

4 監査の着眼点

(1) 定期監査 事務事業の執行が効果的、経済的に行われているか、合理的で公正に運営されているかを主眼とした。

(2) 行政監査 行政事務の運営等について、適正及び効率性・能率性の確保を主眼とした。

5 監査の実施手続

監査対象課等から事前に資料の提出を求め、当日に提出された書類を審査し、必要に応じて担当職員から説明を求めた。

6 監査の結果

法令等に準拠して処理されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。

別紙

監査の対象課等名	監査期日及び場所	
南部学校給食センター、南小学校、中央図書館、文化財課	令和5年 10月26日	関係機関会議室等
東桜小学校、南中学校、こども療育センター、南保育園	10月27日	
鬼柳小学校、上野中学校、危機管理課、鬼の館	10月30日	
更木幼稚園、東陵中学校、博物館、江釣子小学校	10月31日	
地域づくり課、学校教育課	11月6日	生涯学習センター会議室 監査委員事務室
道路環境課、都市計画課	11月7日	江釣子庁舎会議室
環境政策課、都市再生推進課、下水道課	11月10日	
農業委員会事務局、農業振興課	11月14日	監査委員事務室
選挙管理委員会事務局、総務課、産業雇用支援課、農林企画課	11月15日	
政策企画課、障がい福祉課、商業観光課	11月16日	
教育部総務課、地域福祉課	11月17日	
市民課、企業立地課、長寿介護課	11月20日	
議事課、国保年金課、都市プロモーション課、資産経営課	令和6年 1月9日	
子育て支援課、健康づくり課	1月10日	hoKko会議室
スポーツ推進課、生涯学習文化課	1月11日	生涯学習センター会議室
子育て世代包括支援センター、会計課、財政課	1月15日	hoKko会議室 監査委員事務室
市民税課、資産税課、収納課	1月16日	監査委員事務室